

平和の文化国際年に向けて

伊藤 武彦

99年9月14日の国際平和デーは、「平和の文化国際年」の実質的取り組みが始まった日である。これに向けて、コフィ・アナン国連事務総長は、「平和の文化」の必要性を強調する次のようなメッセージを発表している。

国際連合の主要な任務である「戦争の惨禍から次の世代を守る」ことは、半世紀以上前の国連憲章に書かれていますが、それは今日も妥当です。我々の世界の至る所で、多くの人々にとって人間の進歩の展開が、紛争、暴力、憎悪、そして貪欲によって、妨害され続けてきました。

何年もの間をかけて、我々は、戦っている勢力を平和維持軍によって分離するだけでは十分ではないことを認識するようになりました。社会が紛争によって荒廃した後で、平和構築に努力することだけでは十分ではありません。予防外交を行なうだけでは、十分ではありません。これらは全て、大事な仕事でした。しかし、持続性のある平和のためには、我々はもっと深いレベルでも、行動しなければなりません。すなわち、平和の文化が必要なのです。

戦争の文化、暴力の文化、刑罰と不寛容の文化に対して、平和の文化には見込みがないかのように思われることがあるかもしれません。平和は、実際複雑な挑戦であり、多くの分野における行為に依存し、場合によっては運に左右されることさえあるかもしれません。それは、耐え難いほど遅いプロセスであり、達成されたとしても脆い、不完全なものであるかもしれません。しかし、平和は我々の手にあります。我々にできることなのです。

今年の国際平和デーは、ユネスコのイニシアティ

ブによる「平和の文化国際年」の出発と同日です。ユネスコ憲章には「戦争は人間の心から始まるので、人々の心に平和の砦を築かなくてははいけません」と記されています。我々全員が、このプロジェクトにおいておのおのの役割を果たさなければなりません。平和の文化は、今こそ実現すべき理念なのです。(99年9月10日、プレスリリースSG/SM/7126、伊藤武彦訳)

「平和の文化」の提唱者は、平和運動家や市民だけでなく、むしろこの間、ユネスコがイニシアティブをとって取り組みがすすめられてきている。今年、99年の9月の国連総会で、真っ先に西暦2000年を「平和の文化国際年」とすることが高らかに宣言され、パリのエッフェル塔をはじめとして、世界各地で記念行事が行なわれた。また、続く2001年から2010年を「世界の子どものための平和と非暴力の10年」とすることも宣言され、「平和の文化」を創造するための行動計画が採択された。

従来の国連の平和への取り組みは、紛争・戦争が起ころう、あるいはすでに起こってしまった地域に対して介入をすることが、その中心であった。しかし、21世紀を迎えるにあたって、戦争を予防するための取り組みにより努力を傾けるべきことに、重点がシフトしてきている。そのためのキーワードが「平和の文化」なのである。

平和の文化の概念は、戦争に対立する平和という旧来の概念を越えている。それは、価値観や態度という人間の内面を重視していることも大きな特徴である。この平和の文化は国連側からの提起である。しかし、市民・民間の間からも強く支持されている。

たとえば、99年5月のハーグ平和市民会議は、これに全面的に賛同し、その実現のために平和教育の推進が不可欠であると訴えている。

「平和の文化」の概念は、これまでユネスコを中心に提起されてきている。それには、きわめて包括的で豊富な内容がある。しかし、そのことは、日本語が国連の公用語でないこともあり、あまり周知されていないように思われる。その内容の基本となるのは、99年9月の国連総会で決議された「平和の文化宣言」である。その条文を以下に紹介しよう。

平和の文化は「宣言」の第1条で、次のように定義されている。

第1条：平和の文化は次に掲げるような価値観、態度、伝統そして行動様式や生活様式のひとまとまりである。

- (a) 生命の尊重、暴力の拒否、そして教育や対話、協力などを通じた非暴力の促進と実践をすること
- (b) 国連憲章や国際法の精神にのっとり、基本的には国家の国内法の範囲で様々な事件において、主権や領土、ならびに国家の政治的な独立の原理を十分に尊重すること
- (c) 人権と基本的な自由の促進を尊重すること
- (d) 紛争の平和的な解決に向けて努力すること
- (e) 現代ならびに未来の世代に対して、持続可能な発達と環境を享受するために努力すること
- (f) 発達の権利を尊重し、その促進をはかること
- (g) 男女の平等と機会均等を尊重し、その促進をはかること
- (h) あらゆる人々の表現や意見、情報の自由を尊重し、その促進をはかること
- (i) 社会や国家のあらゆるレベルにおいて、自由、正義、民主主義、寛容、連帯、協力、多元的共存、文化の多様性、対話そして相互理解という原理を支持すること

そして平和の文化は、平和に貢献する国内的そして国際的環境によって育成されなければならない

第2条：平和の文化が十分に発達した中での前進は、平和の促進に貢献する個人やグループ、そして国家間における価値観、態度、行動様式や生活様式の変化を通じて実現する。

第3条：平和の文化の十分な発達は、全体的に次のことに関係する。

- (a) 紛争の平和的な解決、相互尊重や相互理解、そして国際的な協力を促進すること
- (b) 国連憲章や国際法のもとにある国際的な義務を果たすこと
- (c) 民主主義や（持続可能な）発展、あるいはあらゆる人権と基本的自由への普遍的な尊重とその監視
- (d) 対話や交渉、合意形成と様々な違いを平和的に解決する力を、あらゆるレベルの人々に可能とすること
- (e) 民主的な組織の力を強めて発達の過程における十分な参加を確実にすること
- (f) 貧困と文盲を根絶して国内あるいは国家間の不平等を減少させること
- (g) 持続可能な経済的あるいは社会的発展を促進すること
- (h) 意志決定のあらゆるレベルで女性に権限を与え、平等な参加を保証することによって、女性に対するあらゆる形態の差別をなくすこと
- (i) 子どもの権利の促進と保護にたいする尊重を確実なものにすること
- (j) あらゆるレベルで情報についての自由な交流とそれに対する確実なアクセスを保証すること
- (k) 行政における透明さと責任を増大すること
- (l) あらゆる形態の人種主義、人種の差別、外国嫌いそしてその他の偏狭をなくすこと
- (m) 人種・民族的、宗教的そして言語的な少数民族を含めて、あらゆる文明、民族、文化の間の理解と寛容、連帯をすすめること
- (n) 植民地的なあるいはその他の形の外国の支配や占領状況のもとで生活している人々も含めて、1960年の12月14日に国連総会で決議された「植民地国への独立を認める宣

言」と同様に、国連憲章に盛り込まれ、人権に関する国際規約に体现されている全ての人々の自己決定権を十分に認めること

第4条：あらゆるレベルでの教育は平和の文化を建設する主要な手段である。この観点から、人権教育はとりわけ重要である。

第5条：平和の文化を促進して強化する上では、各国政府が主要な役割を担っている。

第6条：市民社会は平和の文化のより豊かな発達に、十分に貢献しなければならない。

第7条：マスコミの教育的で情報伝達的な役割は平和の文化の促進に貢献する。

第8条：平和の文化の促進における中心的な役割は、非政府組織と同様に、親、教員、政治家、ジャーナリスト、宗教法人やグループ、知識人、科学的で哲学的、創造的そして芸術的な活動に従事している人、医療従事者や人道主義者、民生委員、様々なレベルの組織者等にある。

第9条：国際連合は世界的な平和の文化の促進と強化に重大な役割を果たし続けなければならない。
(瀧口 優・伊藤武彦訳)

このように「平和の文化」は、市民から政府・国連まで、世界中のさまざまな人々・組織が推進させる課題を背負っている。

最後に、市民一人ひとりが、平和な社会の構成員として生きていこうとする、『私の2000年平和宣言 — 平和と非暴力の文化をめざして —』を最後に紹介しておこう。訳は、平和の文化に熱心に取り組んでおられる白梅学園短大の瀧口氏とその学生の共同の成果である。

『私の2000年平和宣言 — 平和と非暴力の文化をめざして —』

人類の未来、特に今日の子供たちや未来の世代に対する責任を分かちあうことを確認して、私は、毎日の生活や家族の中で、職場や地域において、自分の国やより広い範囲で、次のことを宣言する。

1. 「あらゆる人の生命と尊厳を大切にします」

差別や偏見を持たないで、あらゆる人の命と尊厳を大切にします。

2. 「積極的な非暴力を実行します」

肉体的、性的、心理的、経済的そして社会的等のあらゆる形の暴力を排除します。特に、社会的に恵まれない人々や子供や若者などのように傷つきやすい人々に対する暴力は絶対に許しません。

3. 「広い心で何事も分かち合います」

社会的差別や不正義、政治的あるいは経済的な圧迫を終わらせて、思いやりの心をもって自分の時間や所有物をみんなと分かち合います。

4. 「表現の自由と文化の多様性を守ります」

人をけなすことや中傷すること、拒否することをやめて、いつも話し合いを優先させ、人の話を聞くことを重視して、表現の自由と文化の多様性を守ります。

5. 「責任ある消費者としての行動を積極的にすすめます」

地球上のあらゆる生命を尊重し生態系のバランスを守りながら開発の行為をすすめることを前提に、責任ある消費者としての行動を積極的にとります。

6. 「よりよい地域社会づくりに貢献します」

新しい形の連帯を生み出すために、女性のあらゆることへの完全な参加の精神と民主的な原理を尊重することによって、よりよい地域社会づくりに貢献します。

さて、このような「平和の文化」の創造のためには、「平和の文化宣言」の第4条と第8条にあるように教師や研究者の役割が大きい。それぞれの専門分野で「平和の文化」に貢献することが課題である。すでに心理学者は次頁の資料にあるように、「コストリカ声明」を出し、ユネスコと平和の文化の運動に協力していくことを宣言している。

特に、英語の教師・研究者である本誌の読者に期待したいことは、国連・ユネスコ文書をはじめとして（それに限らず）平和の文化に関する文書や、これこそ平和の文化という内容を持った文学などの普及・教材化・日本語化である。平和の文化を推進する国際機関は国連、特にユネスコがその中心となっている。周知のように今度就任したユネスコ事務局

長は日本人であるし、ユネスコの一般財政の25パーセントは日本国が出資している。すなわち、納税者である我々は、経済的に「平和の文化」運動に大いに貢献しているのである。しかし、「平和の文化」は日本人や日本在住の外国人の間ではあまり知られていない。これには政治的な理由が大きいだらう。しかし、日本語が国連の公用語でなく日本語しか読めない・読まない一般の人に入手しにくいという事情もある。英語の専門家に大いに立ち上がっていたきたいところである。

『平和の文化をきづく会』が2000年1月に発足しようとしている。そのなかで英語の専門家・教師の果たしている役割は大きい。英語文化とその教育を通して、「平和の砦」を自分と学生たちの中に築いていく取り組みに参加する方々が増えることを願ってやまない。

資料『コスタリカ声明』

平和の文化についてのコスタリカ声明

Statement on "a Culture of Peace"

国際心理科学連合 (IUPsyS) 平和心理学研究委員会主催

第6回平和のための心理学研究シンポジウム参加者一同、コスタリカ、1999年7月24-29日

ここに六大陸から参集した心理学者は、戦争と暴力の文化から平和と非暴力の文化への移行は、慈愛と寛容と連帯と万人の全体的な発達可能性に関連した価値と態度と行動の変化に基づいている、と宣言する。心理学的知識はそのような移行を促進する重要な道具である。しかしながら、戦争と暴力の文化から平和と非暴力の文化への真の変化は社会正義を背景としたときのみ起こりうる。

心理学的知識は、暴力的行動も非暴力的行動も個人と社会的影響の相互作用から生じることを強調する。そのような行動は、家庭や地域や文化の経験をとおして発達する。個人と集団の思考や感情は、紛争が起こりうる状況が暴力的あるいは非暴力的のどちらの反応を呼び起こすかという点で重要である。原因帰属の間違いを理解したり、他者の状況への感

情移入のレベルを高めたり、社会正義・平等・知恵・環境保護の価値を力づけることは、非暴力を促進する役に立つであろう。

地域あるいはメディアをとおして攻撃と暴力にさらされることは、個人と集団が紛争が起こりそうな状況でそれをどう解釈し、どう反応し、どう行為するかに対して影響をあたえる。とはいえ、貧困と社会正義の構造的諸条件が集団間の敵対の主な原因なのである。そのような敵対は社会内あるいは社会間で構造的不平等を増大させるような急速な社会変化の状況で特に生じやすい。暴力的な行動か平和的な行動かを決定するのに主な役割を果たすのは、紛争が起こりうる状況における個人や集団の表象である。

社会レベルで、政治的・社会的指導者は平和構築の態度と行動の力強い役割モデルになりうる、という心理学的証拠がある。中間的なレベルでは、家族・学校・地域の予防と介入のプログラムが、社会の中での暴力を低減させることが示されてきている。それは紛争が現れはじめてきている兆候が見えるときや、紛争状況の直後において、最も効果的であろう。個人のレベルでは、初期の介入のほうが、人生の後の方での介入よりも、より成功している。しかしながら、後になっても介入が重要な影響を与えることもしめされている。予防と介入の効果は、参加者の発達のレベルと文化的・社会的文脈を考慮に入れることにより増大する。

以上は、世界のさまざまな分野の心理学により、証拠立てられた知識に基づくものである。上に述べた方策の実行により平和の文化への重要な貢献が成し遂げられることをわれわれは強調する。我々はこれらの諸原則を政府・教育機関・他の機関へと普及することを勧告する。

1989年11月に、生涯を平和と社会正義のために捧げたマーティン・バロウを記念して、この声明が行なわれた。

[訳注：マーティン・バロウは平和・人権活動のために虐殺された心理学者]

(伊藤武彦訳)

(いとう・たけひこ 和光大学教授)